

一般社団法人 全国個人タクシー協会関東支部長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

タクシー運賃・料金の変更に伴う改定運賃の実施方について

多摩地区、京浜地区、相模・鎌倉地区、埼玉南部地区、千葉地区、群馬地区（旧群馬県A地区）のタクシー運賃・料金の改定については、令和8年2月13日付けで「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について」により公示したところであるが、その実施にあたっては下記により適切に行うよう傘下会員に周知徹底を図られたい。

なお、一般財団法人神奈川タクシーセンターに対して、別紙のとおり指示したので了知されたい。

記

1. 新運賃・料金の実施方法について

- (1) 新運賃・料金は、令和8年3月16日以降に出庫する車両から適用すること。
- (2) その他、制度の適用上の注意については、従来と同様に行うこと。

2. 利用者に対する周知徹底について

- (1) 新運賃・料金の内容や実施について、新聞、ホームページ等に掲載する等利用者への周知を図ること。
- (2) タクシー乗り場等においては、当該管理者等から許可が得られない場合を除き、立看板、ポスター等により、新運賃・料金の実施について周知徹底を図ること。

- (3) 上記(1)～(2)の周知を行うにあたっては、初乗り運賃の距離が従前よりも短くなる点、加算運賃については従前よりも短い距離で加算されることについても周知すること。
- (4) 運賃・料金、割増等の内容の周知については、利用者利便確保のため従来と同様に行うこと。

3. 表示等について

新運賃・料金の実施日には、次の事項を全車両に表示し又は掲出したうえで出庫すること。

(1) 車外の表示

車両後部ドアの相当の位置に、当該車両の初乗距離・初乗運賃額を示すステッカーを貼付すること。

(2) 車内の掲示等

運転者席後部等に、新運賃・料金の内容を和文及び英文で掲出すること。

- (3) その他、車両の表示等については、利用者利便確保のため従来と同様に行うこと。

4. トラブル防止のための街頭指導等について

- (1) 新運賃・料金による旅客とのトラブル等を防止するため、苦情処理への対応に万全を期すること。
- (2) 短距離利用者に対する事業者の接客マナーなどのサービスを向上させ、タクシーが利用しやすいものになるよう万全を期すること。

5. 輸送実績等の報告について

運賃メーター器の切替等が完了するまでの間、運賃メーター器の切替状況等について前日までの切替済み数及び未切替数を翌日の10時（翌日が休日の場合はその翌日）までに管轄運輸支局長あて報告すること。